

京都市集会所新築等補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第96号

京都市集会所新築等補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市集会所新築等補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

- (5) 集会所の新築等が、条例第9条に基づく申請の日の属する年度の末日までに完了するものであること。ただし、当該年度の末日までに完了しないことにつき、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

第3条第2項中「自治会等」の右に「（次条第1項第2号に規定する額の補助金にあつては、同号に規定する寄付金の寄付に当たり指定された集会所の新築等を行う自治会等に限る。）」を加える。

第4条を次のように改める。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号のいずれかに掲げる額とする。

- (1) 補助事業に要する経費として別に定める基準により認定する額の2分の1に相当する額の範囲内において別に定める額
  - (2) 地域再生法第13条の2に規定する寄附として受けた寄付金のうち特定の自治会等が行う集会所の新築等を指定して寄付されたもの等（以下「寄付金」という。）を財源として、補助事業に要する経費として別に定める基準により認定する額
- 2 前項各号に規定する額の補助金の限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。
- (1) 前項第1号に規定する額の補助金 新築の場合にあつては1件につき8,000,000円、その他の場合にあつては1件につき4,000,000円
  - (2) 前項第2号に規定する額の補助金 1件につき申請に係る集会所の新築等を指定して寄付された寄付金の額の9割
- 3 同一の補助事業に係る補助金の交付は、第1項各号に規定する額の補助金のいずれか一方とする。

第5条第3項第7号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 特定の自治会等が行う集会所の新築等を指定して寄付をする者があること及びその額を証する書類（第4条第1項第2号に規定する額の補助金の交付を受けようとする場合に限る。）

第1号様式中

「

申請の理由	
-------	--

を

」

「

申請の理由	
申請の区分	京都市集会所新築等補助金交付規則第4条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 に規定する額の補助金 <input type="checkbox"/> 第2号

に

」

改め、同様式に注として次のように加える。

注 該当する□には、レ印を記入してください。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)